

平成 29 年度 大阪府立病院機構の自己評価の考え方

○法人の自己評価の基準

(1) 評価項目内の個別目標に対する基準

評価	評価の基準
V 評価	特段の成果が認められる場合
IV 評価	定量的目標数値の達成度（目標対比）が相当程度上回る場合 <例> 目標が 501 件以上の場合 → 達成度（目標対比）が 105%~ 目標が 101 件以上 500 件以下の場合 → 達成度（目標対比）が 110%~ 目標が 100 件以下の場合 → 達成度（目標対比）120%~ など
Ⅲ 評価（基準）	年度計画を順調に実施している場合 <例> 定量的目標数値の達成度（目標対比）が 90%以上 など
Ⅱ 評価	年度計画を十分に実施できていない場合 <例> 定量的目標数値の達成度（目標対比）が 90%未満 など
I 評価	特段の支障が認められる場合

(2) 評価項目に対する基準（複数の個別目標が設定されている場合）

評価	評価の基準
V 評価	V 評価があるなど、特段の成果が認められる場合
IV 評価	IV 評価の指標が半数以上で、かつ II 評価の指標がない場合 IV 評価の指標が 2 / 3 以上で、かつ II 評価の指標が 1 割以内
Ⅲ 評価	IV 評価以上又は II 評価以下の場合以外で、年度計画を順調に実施している場合
Ⅱ 評価	II 評価の指標が 2 / 3 以上の場合（やむを得ない事情がある場合を除く）
I 評価	I 評価が複数項目あるなど、目標及び前年度実績を大きく下回った場合（やむを得ない事情がある場合を除く）



最終的な法人の自己評価については、上記の数値指標での評価と、定性的な取組実績等（特筆すべき実績や、やむを得ない事情など）を総合的に勘案し、決定するものとする。